

第5章 地域別構想

地域別構想とは、地域ごとのまちづくりの基本的な考え方となる将来像とまちづくりの方針を示すものです。各地域のまちづくりの方針については、全体構想の方針を基本として、地域ごとの実状に合わせて細かく設定しています。

1 地域区分

地域別構想を策定する地域は、基本的に旧笠懸町及び旧大間々町の都市計画マスタープランの区分を継承するものとして、以下の10地域に区分しています。



2 地域別構想

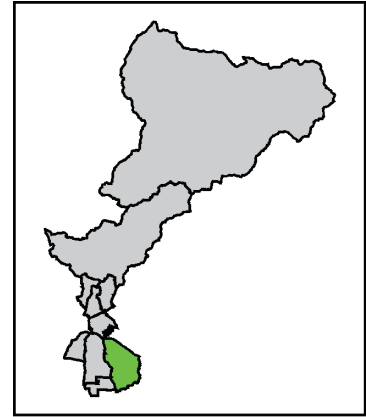
(1) 阿左美地域

① 現況

本地域は、笠懸町の東部に位置しており、全域が都市計画区域に指定されています。地域内では、東西に走る国道 50 号をはじめ、主要地方道の桐生伊勢崎線や太田大間々線、一般県道の阿左美桐生線などが幹線道路となっています。また、鉄道はＪＲ両毛線と東武鉄道桐生線が走っており、ＪＲの岩宿駅と東武鉄道の阿左美駅があります。

地域内には、観光資源にもなっている岩宿遺跡、岩宿博物館及びかたくりの湯などのほか、桐生競艇場などがあり、岩宿遺跡周辺は山寺山風致地区、桐生競艇場周辺は阿左美風致地区に指定され、それぞれの環境保全が図られています。また、国道 50 号や桐生伊勢崎線沿道には、商業施設が集積しており、多くの人が居住している上、地域外からも多くの人が訪れる地域となっています。

また、南東部の東武鉄道桐生線と国道 50 号に囲まれた荒神山及びその周辺は、宅地造成工事等規制区域に指定され、宅地造成に伴う土砂災害の防止が図られています。



② 将来像

豊かな緑と歴史に彩られたにぎわいのまち



国道 50 号



岩宿博物館



③まちづくりの方針

a. 土地利用の方針

○住居系市街地ゾーン

- ・西部や北部などの主に戸建住宅地としての土地利用が展開されている地域では、新たな人口の受け皿として生活基盤の整備・拡充を図り、田園環境との共生、防災などに配慮した田園都市にふさわしいゆとりある良質な住宅・宅地の形成を誘導します。また、宅地造成工事等規制区域内の笠懸東小学校から東武鉄道桐生線までの区域については、土砂災害等の防止に努めます。
- ・農業集落においては、田園環境との共生を前提としながら、農業集落に適した居住環境の整備と、緑豊かな田園住宅地の形成を目指します。特に、岩宿遺跡周辺においては、豊かな歴史資源や稲荷山、琴平山などの自然資源と調和した環境を形成し、観光やレクリエーションの場としても活用できるよう整備を図ります。

○一般市街地ゾーン

- ・北部から南部にかけての住宅や店舗、小規模工場など、複合的な土地利用が展開されている地域では、居住環境の保全を図りながら、地域住民の生活利便性の向上に資する施設の立地誘導を図ります。特に東部では、阿左美沼と調和した市街地としての環境づくりに努めます。

○沿道市街地ゾーン

- ・桐生伊勢崎線や太田大間々線などの幹線道路の沿道地域では、後背の居住環境や田園環境への影響に配慮しながら商業施設などの沿道サービス施設の立地誘導を図り、都市としての利便性の向上を目指します。特に教育施設や商業施設などが集積し、桐生市などの住民にも多く利用されている桐生伊勢崎線沿道の市街地は、その機能を維持・向上させる環境整備を図ります。

○商業系市街地ゾーン

- ・国道50号の沿道及び岩宿駅周辺の既存商店や大型商業施設などの商業・業務系施設が集積した地域では、活力を生み出す中心的な地域として、本市や近隣市町の住民の生活利便性の向上に資する商業・業務系施設の立地誘導を図ります。

○田園共生ゾーン

- ・荒神山周辺などの農地と農村集落によって形成される田園地域では、関連法に基づく優良農地の保全や集落内の生活基盤の整備・拡充を図り、良好な営農環境と居住環境の形成を推進します。

○自然環境保全ゾーン

- ・荒神山、琴平山及び稲荷山周辺の良好な自然環境が広がる地域では、今後も森林を中心とした自然的土地利用の保全を図ります。特に岩宿遺跡とその関連施設などが集積する琴平山及び稲荷山周辺では、観光や地域振興に資する施設の整備・充実を推進します。

b. 交通体系の整備方針

○幹線道路の整備

- ・都市計画道路の笠懸桐生大橋幹線の早期整備とともに、笠懸藪塚幹線の早期事業化を目指します。
- ・既決定の桐生都市計画道路は、桐生市との調整のもと、交通対策等を考慮し、必要な道路については、本市の都市計画道路として位置づけるよう検討し、幹線道路である阿左美北線などの整備促進を図ります。
- ・既存道路も活用しながら補助幹線道路整備を進め、国道50号をはじめとする広域幹線道路や主要幹線道路とともに地区の幹線道路網の形成を図ります。

○生活道路の整備

- ・生活道路は、通学・通勤や買い物、各種公共施設の利用など、日常生活における市内の移動を支えるものであり、良好な居住環境の形成なども視野に入れて、地域の実状に合わせた計画的な整備推進を図ります。
- ・幅員が4m未満の道路については、必要に応じて都市計画手法の導入なども検討しながら、消防車や救急車などの緊急車両の通行確保、延焼防止や避難道路確保などの防災性の向上、交通安全の確保などの観点から、拡幅整備を進めます。

○歩道及び自転車ネットワークの整備

- ・歩行者や自転車等が安全で安心して通行できる環境を整備します。ガードレール、カーブミラー、信号機及び街路灯など交通安全施設の設置の推進や、交差点、道路側溝の整備、歩道における段差解消などのバリアフリー化など、通学や災害時の避難などにも配慮し、地域の実状に合わせて整備を進めます。
- ・広域幹線道路である笠懸桐生大橋幹線の周辺については、整備後の交通環境の変化を踏まえ、安全対策に努めます。
- ・より多くの人に市民体育館等の公共施設を利用してもらうため、岩宿駅からのアクセス性向上を図ります。

○公共交通の整備

- ・岩宿駅及び阿左美駅からの鉄道利用を促進するため、関係機関との連携のもと、各駅及びその周辺の利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・地域の実状に合ったバス運行を行うとともに、他の交通機関との連携強化に努めます。



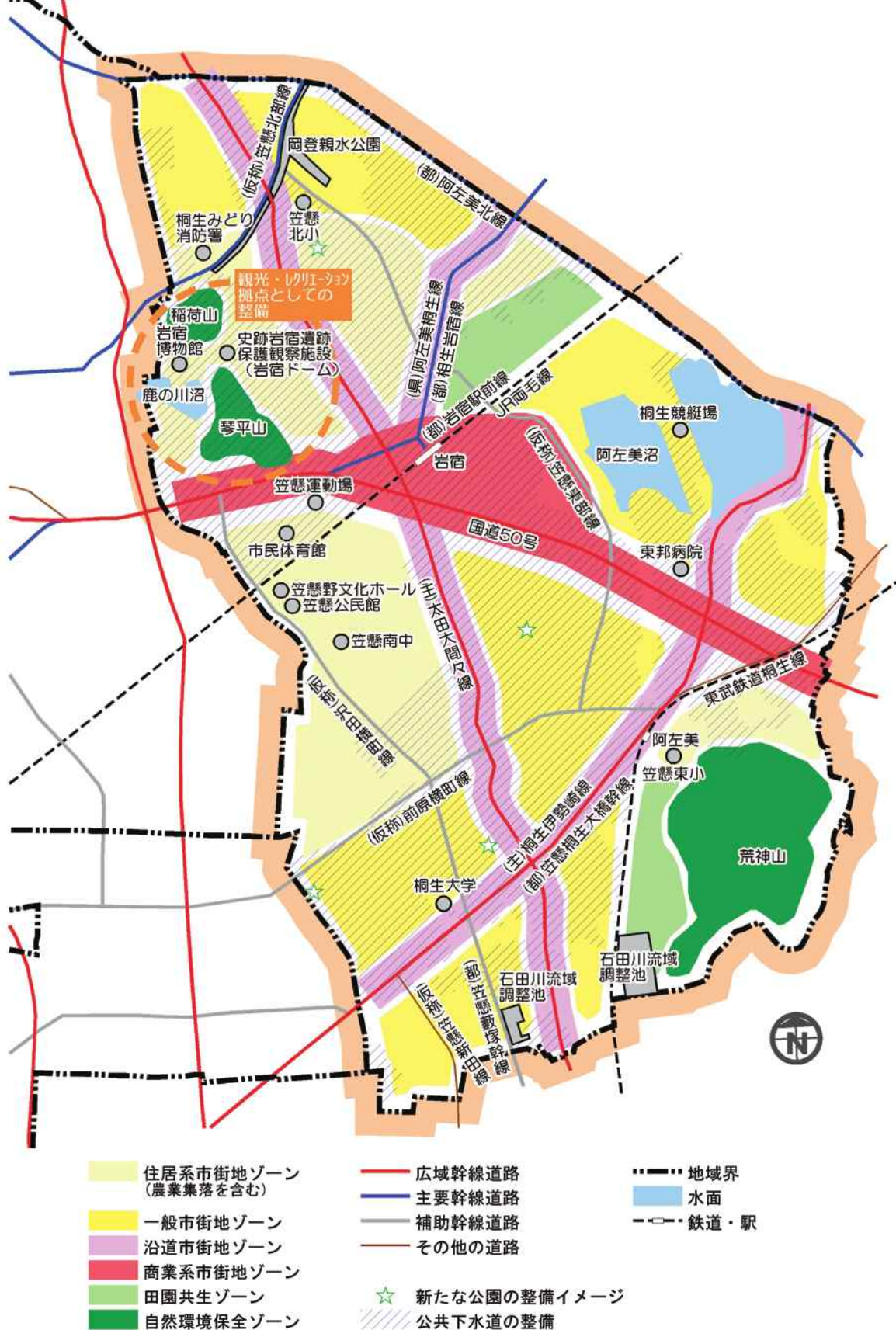
c. 公園・緑地の整備方針

- ・人口密度の高い市街地を中心に、既存の広場やオープンスペース等の活用も図りながら、住区基幹公園あるいはこれに代わる公園等を充実します。その上で、市街地整備事業などと合わせて4箇所の整備・拡充を目指します。
- ・公園整備とも連携し、土地利用等の現況・特性等を総合的に勘案しつつ、市街地内の緑地の配置に努めます。
- ・2箇所の風致地区では市街地に近接した貴重な緑地を保全します。その上で、岩宿遺跡周辺は、自然と親しみ、歴史にふれることができる空間としての拡充整備を進め、本市の観光・レクリエーションの拠点としての機能の充実を図ります。また、阿左美沼周辺は、観光やレクリエーションの場となることも考慮して、自然と親しむことができる空間形成に努めます。
- ・荒神山の丘陵地については、良好な自然環境を保全しつつ、新たな風致公園としての整備を検討します。
- ・水と親しむことができる岡登親水公園の拡充整備を促進します。

d. 河川・下水道等の整備方針

- ・公共下水道事業、浄化槽設置整備事業を効率よく実施し、生活環境の向上、公共用水域の水質改善に努めます。
- ・地域雨水排水を目的とした浸透枳及び流出量を調整するための調整池の整備を推進するとともに、道路側溝や農業用水路の整備により、雨水排水の処理能力の向上に努めます。
- ・特に、石田川圏域河川整備計画に基づく県の調整池事業と連携し、雨水排水路の整備促進に努めます。

■まちづくり方針図

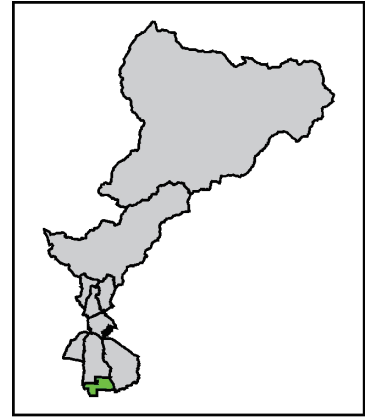


（２）久宮地域

①現況

本地域は、笠懸町の南部に位置しており、全域が都市計画区域に指定されています。地域内では、主要地方道の桐生伊勢崎線や大間々世良田線などが幹線道路となっています。

笠懸町内の他地域と同様に、農地の中に住宅や小規模工業施設などが点在している様子が多く見られますが、最南部に大規模工場があるため、他地域と比較して市街地の割合が高くなっています。また、工業地の割合が最も高い地域でもあります。



②将来像

田園環境と調和した活力あるまち



工業団地



都市計画道路笠懸西部幹線（予定地）

③まちづくりの方針

a. 土地利用の方針

○住居系市街地ゾーン

- ・北東部の地域では、新たな人口の受け皿として生活基盤の整備・拡充を図り、田園環境との共生、防災などに配慮した、田園都市にふさわしいゆとりある良質な住宅・宅地の形成を誘導します。そして、田園環境との共生を前提としながら、緑豊かな田園住宅地の形成を目指します。

○一般市街地ゾーン

- ・住宅や店舗、小規模工場など、複合的な土地利用が展開されている北部や東部の地域では、居住環境の保全を図りながら、地域住民の生活利便性の向上に資する施設の立地誘導を図ります。

○沿道市街地ゾーン

- ・桐生伊勢崎線や大間々世良田線などの幹線道路の沿道地域では、後背の居住環境や田園環境への影響に配慮しながら、商業施設などの沿道サービス施設の立地誘導を図り、都市としての利便性の向上を目指します。
- ・特に笠懸西部幹線（太田藪塚インターチェンジアクセス道路）の沿道では、道路整備によって高まることが予想される開発ポテンシャルを生かし計画的な土地利用を誘導します。

○工業系ゾーン

- ・大規模工場など一体的な工業系土地利用が展開されている南部の地域では、道路や排水施設などの基盤の整備・拡充により操業環境の維持・向上を図るとともに、周辺環境と調和した土地利用の誘導を図ります。
- ・工場の誘致などの将来的な需要に合わせて、新たな工業用地を適正に確保するものとします。

○田園共生ゾーン

- ・中央部から西部に広がる農地と農村集落で形成される田園地域は、関連法に基づく優良農地の保全や集落内の生活基盤の整備・拡充を図り、良好な営農環境と居住環境の形成を推進します。

b. 交通体系の整備方針

○幹線道路の整備

- ・広域幹線道路となる都市計画道路の笠懸西部幹線（太田藪塚インターチェンジアクセス道路）及び笠懸桐生大橋幹線（主要地方道桐生伊勢崎線）の整備を促進するとともに、この道路と交差する既存道路の交差点改良なども併せて促進します。
- ・既存道路も活用しながら補助幹線道路整備を進め、広域幹線道路とともに地区の幹線道路網の形成を図ります。

○生活道路の整備

- ・生活道路は、通学・通勤や買い物、各種公共施設の利用など、日常生活における市内の移動を支えるものであり、良好な居住環境の形成なども視野に入れて、地域の実状に合わせた計画的な整備推進を図ります。
- ・幅員が4m未満の道路については、必要に応じて都市計画手法の導入なども検討しながら、消防車や救急車などの緊急車両の通行確保、延焼防止や避難道路の確保など防災性の向上や交通安全の確保などの観点から拡幅整備を進めます。



○歩道及び自転車ネットワークの整備

- ・歩行者や自転車等が安全で安心して通行できる環境を整備します。ガードレール、カーブミラー、信号機及び街路灯など交通安全施設の設置の推進や、交差点や道路側溝の整備、歩道における段差解消などのバリアフリー化など、通学や災害時の避難などにも配慮し、地域の実状に合わせて整備を進めます。
- ・広域幹線道路である笠懸西部幹線の周辺については、整備後の交通環境の変化を踏まえ、安全対策に努めます。

○公共交通の整備

- ・地域の実状に合ったバス運行を行うとともに、他の交通機関との連携強化に努めます。

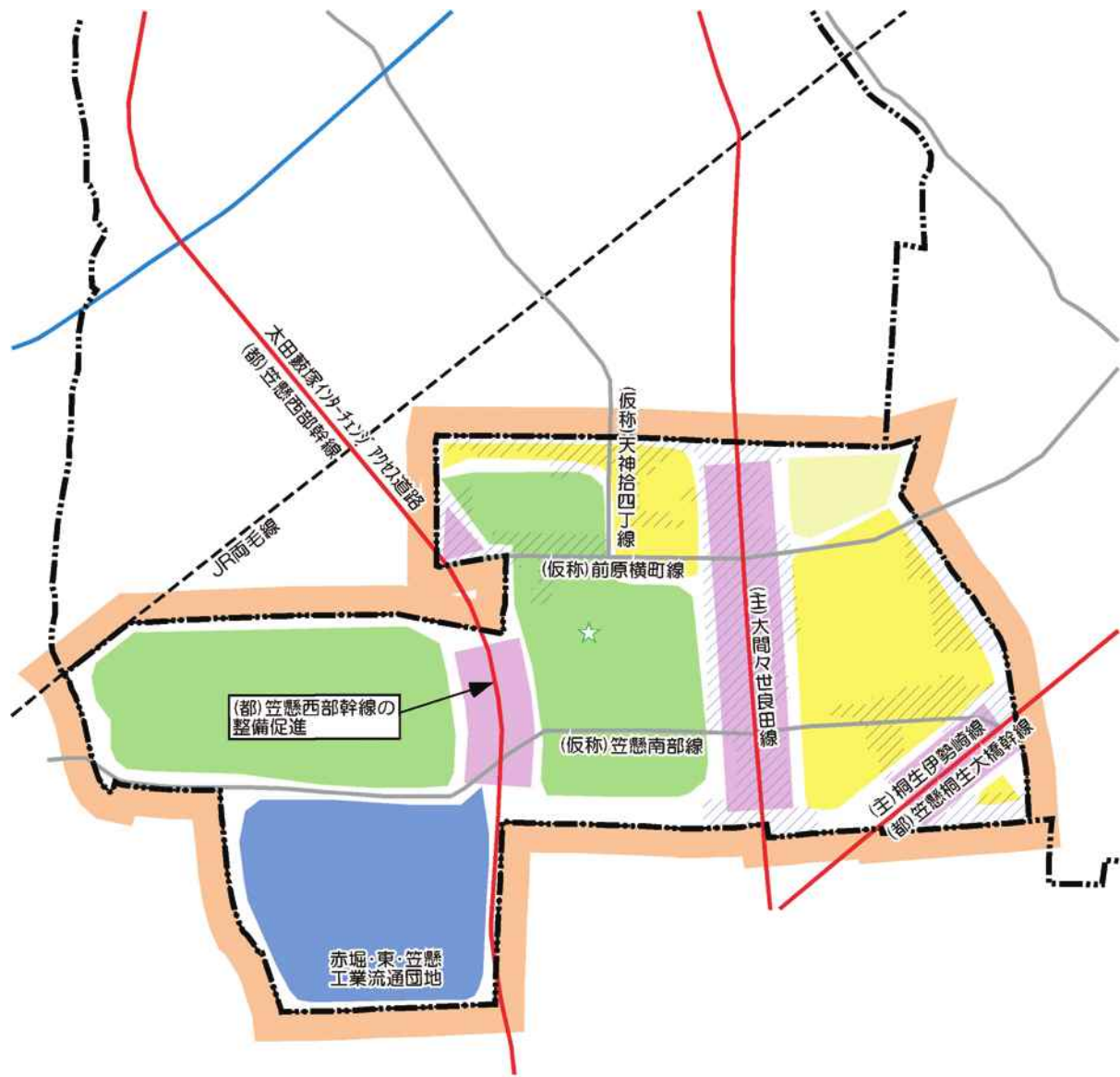
c. 公園・緑地の整備方針

- ・人口密度の高い市街地を中心に、既存の広場やオープンスペース等の活用も図りながら、住区基幹公園あるいはこれに代わる公園等を充実します。その上で、市街地整備事業などと合わせて1箇所の整備・拡充を目指します。
- ・公園整備とも連携し、土地利用等の現況・特性等を総合的に勘案しつつ、市街地内の緑地の配置に努めます。

d. 河川・下水道等の整備方針

- ・公共下水道事業、浄化槽設置整備事業を効率よく実施し、生活環境の向上、公共用水域の水質改善に努めます。
- ・地下浸透を目的とした浸透枳及び流出量を調整するための調整池の設置を推進するとともに、道路側溝や農業用水路の整備により、雨水排水の処理能力の向上に努めます。

■まちづくり方針図



- 住居系市街地ゾーン
(農業集落を含む)
- 一般市街地ゾーン
- 沿道市街地ゾーン
- 工業系ゾーン
- 田園共生ゾーン

- 広域幹線道路
- 主要幹線道路
- 補助幹線道路

- 地域界
- 水面
- 鉄道・駅

- ☆ 新たな公園の整備イメージ
- 公共下水道の整備

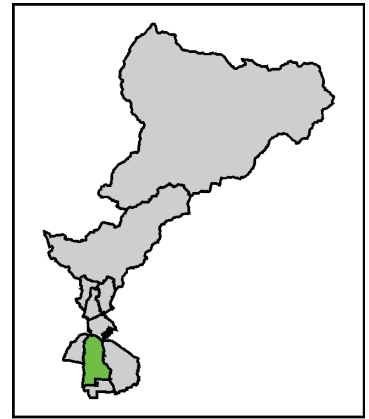


(3) 鹿地域

①現況

本地域は、笠懸町の中央部に位置しており、全域が都市計画区域に指定されています。地域内では、東西に走る国道 50 号、一般県道笠懸赤堀今井線、南北に走る主要地方道大間々世良田線などが幹線道路となっています。また、地域の南部をＪＲ両毛線が通っています。

地域内には市役所笠懸庁舎があり、その近くを通る国道 50 号の沿道には、沿道型商業施設の立地が見られます。この国道 50 号沿道と北部の鹿田山以外は、基本的に農地の中に住宅などが点在しているという土地利用となっています。



②将来像

緑豊かな生活文化と利便性に富むまち



公園整備予定地（笠懸図書館東側）



都市計画道路笠懸西部幹線（予定地）

③まちづくりの方針

a. 土地利用の方針

○住居系市街地ゾーン

- ・中央部から南部の主に戸建住宅地としての土地利用が展開されている地域では、新たな人口の受け皿として生活基盤の整備・拡充を図り、田園環境との共生、防災などに配慮した、田園都市にふさわしいゆとりある良質な住宅・宅地の形成を誘導します。また、農業集落においては、田園環境との共生を前提としながら、農業集落に適した居住環境の整備を推進し、緑豊かな田園住宅地の形成を目指します。

○一般市街地ゾーン

- ・北東部や南部の住宅や店舗、小規模工場など、複合的な土地利用が展開されている地域では、居住環境の保全を図りながら、地域住民の生活利便性の向上に資する施設の立地誘導を図ります。

○沿道市街地ゾーン

- ・大間々世良田線と笠懸西部幹線（太田藪塚インターチェンジアクセス道路）の沿道地域では、後背の居住環境や田園環境への影響に配慮しながら商業施設などの沿道サービス施設の立地誘導を図り、都市としての利便性の向上を目指します。
- ・特に笠懸西部幹線（太田藪塚インターチェンジアクセス道路）の沿道では、道路整備によって高まることが予想される開発ポテンシャルを生かし計画的な土地利用を誘導します。

○商業系市街地ゾーン

- ・国道50号の沿道では、活力を生み出す中心的な地域として、本市や近隣市町の住民の生活利便性の向上に資する商業・業務系施設の立地誘導を図ります。

○田園共生ゾーン

- ・北部と南部の農地と農村集落によって形成される田園地域では、関連法に基づく優良農地の保全や集落内の生活基盤の整備・拡充を図り、良好な営農環境と居住環境の形成を推進します。

○沿道型土地利用促進ゾーン

- ・本市と他都市とを結ぶ広域的な幹線道路の沿道は、道路整備に併せて、特性を生かした有効な土地利用を促進します。

b. 交通体系の整備方針

○幹線道路の整備

- ・広域幹線道路となる都市計画道路の笠懸西部幹線（太田藪塚インターチェンジアクセス道路）及び前橋笠懸道路（国道50号バイパス）の整備を促進します。また、この道路と交差する既存道路の交差点改良なども併せて促進します。太田藪塚インターチェンジアクセス道路については、笠懸西部幹線の早期整備とともに、前橋笠懸道路以北についても早期事業化を目指します。
- ・都市計画道路天神拾四丁線の整備をはじめ、既存道路も活用しながら主要幹線道路や補助幹線道路の整備を進め、広域幹線道路とともに地区の幹線道路網の形成を図ります。



○生活道路の整備

- ・生活道路は、通学・通勤や買い物、各種公共施設の利用など、日常生活における市内の移動を支えるものであり、良好な居住環境の形成なども視野に入れて、地域の実状に合わせた計画的な整備推進を図ります。
- ・幅員が4m未満の道路については、必要に応じて都市計画手法の導入なども検討しながら、消防車や救急車などの緊急車両の通行確保、延焼防止や避難道路の確保など、防災性の向上や交通安全の確保などの観点から拡幅整備を進めます。

○歩道及び自転車ネットワークの整備

- ・歩行者や自転車等が安全で安心して通行できる環境を整備します。ガードレール、カーブミラー、信号機及び街路灯など交通安全施設の設置の推進や、交差点、道路側溝の整備、歩道における段差解消などのバリアフリー化など、通学や災害時の避難などにも配慮し、地域の実状に合わせて整備を進めます。
- ・広域幹線道路となる前橋笠懸道路（国道50号バイパス）及び笠懸西部幹線（太田藪塚インターチェンジアクセス道路）の周辺については、整備後の交通環境の変化を踏まえ、安全対策に努めます。

○公共交通の整備

- ・地域の実状に合ったバス運行を行うとともに、他の交通機関との連携強化に努めます。

c. 公園・緑地の整備方針

- ・人口密度の高い市街地を中心に、既存の広場やオープンスペース等の活用も図りながら、住区基幹公園あるいはこれに代わる公園等を充実します。その上で、市街地整備事業などと合わせて、計3箇所の整備・拡充を目指すとともに、笠懸図書館東側には、図書館の利用にも配慮した公園整備を、また、ふれあいの村水辺公園については更なる充実を図ります。
- ・公園整備とも連携し、土地利用等の現況・特性等を総合的に勘案しつつ、市街地内の緑地の配置に努めます。
- ・鹿田山の丘陵地について、良好な自然環境を保全しつつ、新たな風致公園としての整備を検討します。

d. 河川・下水道等の整備方針

- ・公共下水道事業、浄化槽設置整備事業を効率よく実施し、生活環境の向上、公共用水域の水質改善に努めます。
- ・地下浸透を目的とした浸透枳及び流出量を調整するための調整池の設置を推進するとともに、道路側溝や農業用水路の整備により、雨水排水の処理能力の向上に努めます。
- ・都市計画道路である前橋笠懸道路（国道50号バイパス）や笠懸西部幹線（太田藪塚インターチェンジアクセス道路）の整備にあたっては、周辺環境に配慮した雨水排水対策を同時に進めます。

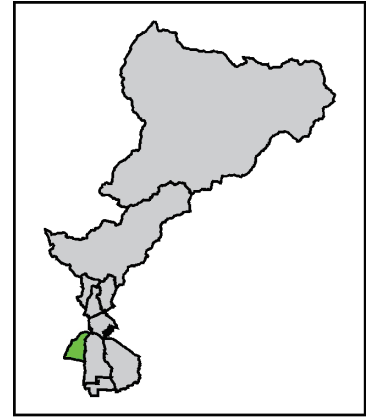
■まちづくり方針図



（４）西鹿田地域

①現況

本地域は、笠懸町の西部に位置しており、全域が都市計画区域に指定されています。地域内では、一般県道の笠懸赤堀今井線や境木島大間々線が幹線道路となっています。地域内の人口については、笠懸町の中で最も少なく、土地利用においても市街地の割合が低くなっています。南部には天神山があり、自然環境及び田園環境に恵まれた地域です。



②将来像

自然環境と調和したやすらぎのまち



県道境木島大間々線



天神山

③まちづくりの方針

a. 土地利用の方針

○住居系市街地ゾーン

- ・県道2路線の沿道を中心とした地域においては、田園環境との共生を前提としながら、農業集落に適した居住環境の整備を推進し、緑豊かな田園住宅地の形成を目指します。

○田園共生ゾーン

- ・農地と農村集落によって形成され本地域の大部分を占める田園地域では、関連法に基づく優良農地の保全や集落内の生活基盤の整備・拡充を図り、良好な営農環境と居住環境の形成を推進します。

○自然環境保全ゾーン

- ・天神山周辺の良好な自然環境が広がる地域では、今後も森林を中心とした自然的土地利用の保全を図ります。

○工業系土地利用誘導ゾーン

- ・本地域北東部では、企業誘致に併せて、周辺の環境と共生できる工業系土地利用の誘導を図ります。

b. 交通体系の整備方針

○幹線道路の整備

- ・太田藪塚インターチェンジアクセス道路については、南部の久宮地域における笠懸西部幹線の整備に続き、延伸部にあたる本地域分についても早期事業化を目指します。
- ・既存道路も活用しながら主要幹線道路整備を進め、将来的には太田藪塚インターチェンジアクセス道路とも連携しながら地区の幹線道路網の形成を図ります。

○生活道路の整備

- ・生活道路は、通学・通勤や買い物、各種公共施設の利用など、日常生活における市内の移動を支えるものであり、良好な居住環境の形成なども視野に入れて、地域の実状に合わせた計画的な整備推進を図ります。
- ・幅員が4m未満の道路については、必要に応じて都市計画手法の導入なども検討しながら、消防車や救急車などの緊急車両の通行確保、延焼防止や避難道路確保などの防災性の向上、交通安全の確保などの観点から、拡幅整備を進めます。

○歩道及び自転車ネットワークの整備

- ・歩行者や自転車等が安全で安心して通行できる環境を整備します。ガードレール、カーブミラー、信号機及び街路灯など交通安全施設の設置の推進や、交差点、道路側溝の整備、歩道における段差解消などのバリアフリー化など、通学や災害時の避難などにも配慮し、地域の実状に合わせて整備を進めます。

○公共交通の整備

- ・地域の実状に合ったバス運行を行うとともに、他の交通機関との連携強化に努めます。



c. 公園・緑地の整備方針

- ・農村集落などを中心に、既存の広場やオープンスペース等の活用も図りながら、住区基幹公園あるいはこれに代わる公園等を充実します。
- ・公園整備とも連携し、土地利用等の現況・特性等を総合的に勘案しつつ、緑地の配置に努めます。
- ・天神山の丘陵地について、良好な自然環境を保全しつつ、新たな公園としての整備を検討します。

d. 河川・下水道等の整備方針

- ・公共下水道事業、浄化槽設置整備事業を効率よく実施し、生活環境の向上、公共用水域の水質改善に努めます。
- ・地下浸透を目的とした浸透枳及び流出量を調整するための調整池の設置を推進するとともに、道路側溝や農業用水路の整備により、雨水排水の処理能力の向上に努めます。

■まちづくり方針図

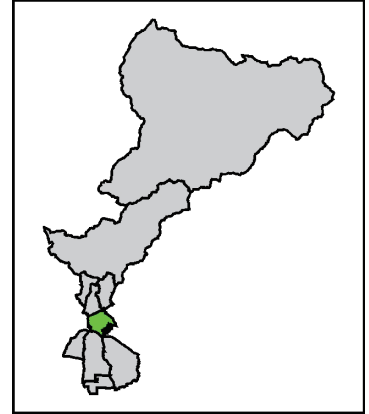


(5) 赤城駅南部地域

①現況

本地域は、笠懸町と接する大間々町の南端に位置し、全域が都市計画区域に指定されています。地域内では、主要地方道の前橋大間々桐生線や大間々世良田線、太田大間々線、一般県道境木島大間々線などが幹線道路となっています。また、北に接する大間々本町通り周辺地域との境には東武鉄道と上毛電気鉄道が通っています。

本地域は旧大間々町の都市計画マスタープランなどにおいて、新たなまちの核として新市街地の形成を目指していた地域であり、近年の開発動向もほぼ本地域に集中しています。地域の東部は人口集中地区となっているものの、大間々本町通り周辺地域と比較するとまだ多くの農地が残っており、農地の中に、住宅地や商業地、工業地が散在している様子が見られます。



②将来像

利便性の高い活力あふれるまち



主要地方道前橋大間々桐生線



街並み（教育庁舎から）

③まちづくりの方針

a. 土地利用の方針

○一般市街地ゾーン

- ・本地域では、居住環境の保全を図りながら、地域住民の生活利便性の向上に資する施設の立地誘導を図ります。
- ・赤城駅南部の地域については、隣接する桐生市や前橋市などのほか、東京都とも直結していることから交通利便性に富んだ地域であり、その特性を生かした拠点性の高い土地利用を誘導します。

○沿道市街地ゾーン

- ・前橋大間々桐生線、大間々世良田線及び太田大間々線の沿道地域では、後背の居住環境や田園環境への影響に配慮しながら商業施設などの沿道サービス施設の立地誘導を図り、都市としての利便性の向上を目指します。
- ・本市を介して桐生市の中心市街地と新里地域を結び、広域的に見ても重要な路線である前橋大間々桐生線の沿道では、予想される開発ポテンシャルを生かした沿道サービス施設の集積などを計画的に誘導します。

○商業系市街地ゾーン

- ・前橋大間々桐生線周辺の既存商店や大型商業施設等の商業・業務系施設が集積した地域では、前橋大間々桐生線の沿道であるという特性を生かし、本市の活力を生み出す地域として、周辺住民の生活利便性の向上に資する商業・業務系施設の立地誘導を図ります。

○工業系ゾーン

- ・本地域北部の大規模工場など一体的な工業系土地利用が展開されている地域では、周辺環境との調和や赤城駅を活用したまちづくりとの連携などに配慮しながら、道路や排水施設などの基盤の整備・拡充による操業環境の維持・向上を図ります。

b. 交通体系の整備方針

○幹線道路の整備

- ・都市計画道路諸町西通り線の整備をはじめ、既存道路も活用しながら主要幹線道路や補助幹線道路の整備を進め、広域幹線道路である主要地方道前橋大間々桐生線などとともに地区の幹線道路網の形成を図ります。

○生活道路の整備

- ・生活道路は、通学・通勤や買い物、各種公共施設の利用など、日常生活における市内の移動を支えるものであり、良好な居住環境の形成なども視野に入れて、地域の実状に合わせた計画的な整備推進を図ります。
- ・幅員が4m未満の道路については、必要に応じて都市計画手法の導入なども検討しながら、消防車や救急車などの緊急車両の通行確保、延焼防止や避難道路確保などの防災性の向上、交通安全の確保などの観点から、拡幅整備を進めます。



○歩道及び自転車ネットワークの整備

- ・歩行者や自転車等が安全で安心して通行できる環境を整備します。ガードレール、カーブミラー、信号機及び街路灯など交通安全施設の設置の推進や、交差点、道路側溝の整備、歩道における段差解消などのバリアフリー化など、通学や災害時の避難などにも配慮し、地域の実状に合わせて整備を進めます。
- ・赤城駅周辺においては、周辺まちづくりに合わせて歩道や自転車道の確保など、歩行者や自転車が利用しやすい環境の整備を図ります。

○公共交通の整備

- ・鉄道利用を促進するため、関係機関との連携のもと、赤城駅及びその周辺の利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・地域の実状に合ったバス運行を行うとともに、他の交通機関との連携強化に努めます。

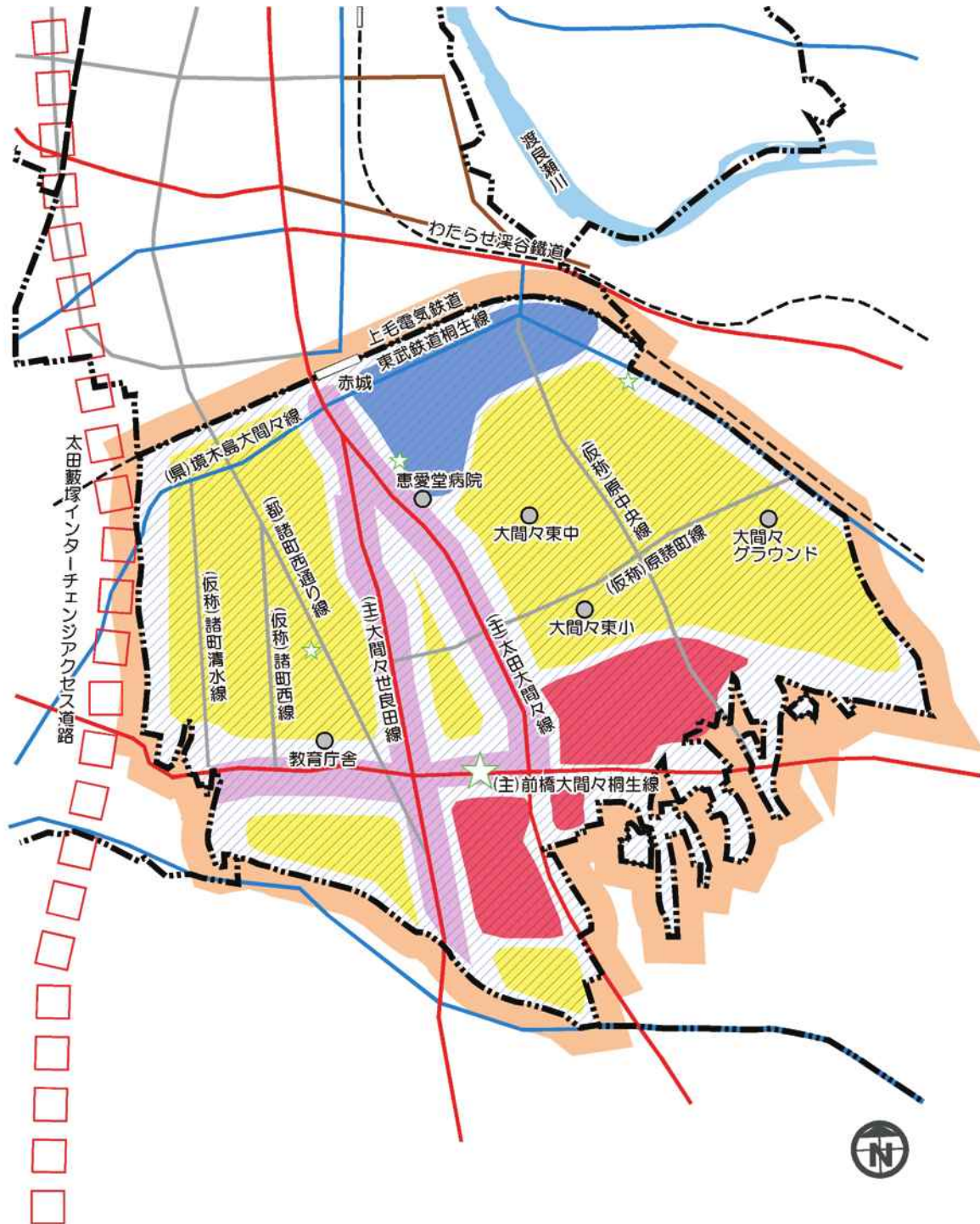
c. 公園・緑地の整備方針

- ・人口密度の高い市街地を中心に、既存の広場やオープンスペース等の活用も図りながら、住区基幹公園あるいはこれに代わる公園等を充実させます。その上で、市街地整備事業などと合わせて、後述する大規模なものを含めた計4箇所の公園整備・拡充を目指します。
- ・公園整備とも連携し、土地利用等の現況・特性等を総合的に勘案しつつ、市街地内の緑地の配置に努めます。
- ・また、より広域からの利用も想定した都市基幹公園等大規模公園の整備を検討します。

d. 河川・下水道等の整備方針

- ・公共下水道事業、浄化槽設置整備事業を効率よく実施し、生活環境の向上、公共用水域の水質改善に努めます。
- ・道路側溝や農業用水路の整備により、雨水排水の処理能力の向上に努めます。

■まちづくり方針図



- 一般市街地ゾーン
- 沿道市街地ゾーン
- 商業系市街地ゾーン
- 工業系ゾーン

- 広域幹線道路
- 〇〇〇 (構想)
- 主要幹線道路
- 補助幹線道路
- その他の道路

- 地域界
- 水面
- 鉄道・駅

- ☆ 新たな公園の整備イメージ
- 公共下水道の整備

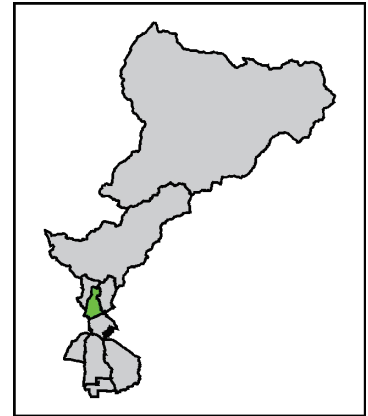


(6) 大間々本町通り周辺地域

①現況

本地域は、大間々町の南部で、上毛電気鉄道を挟んで南は赤城駅南部地域、わたらせ渓谷鐵道を挟んで東は高津戸地域、北から西は桐原・瀬戸ヶ原地域に接しています。また、全域が都市計画区域に指定されていて、国道 122 号及び 353 号、主要地方道の伊勢崎大間々線、大間々世良田線などが幹線道路となっています。また、上毛電気鉄道には赤城駅、わたらせ渓谷鐵道には大間々駅があります。

本地域は旧大間々町の中心市街地であり、市役所大間々庁舎などの主要施設のほか、国道 122 号沿道などに多くの商業施設が立地しています。土地利用を見ても、他地域と比較して市街地の割合が非常に高く、また人口密度も高いことから地域のほぼ全域が人口集中地区となっています。



②将来像

歴史が薫りにぎわいと活力を育むまち



大間々本町通り



ながめ余興場

③まちづくりの方針

a. 土地利用の方針

○一般市街地ゾーン

- ・本地域の西部を中心とした住宅や店舗、小規模工場など、複合的な土地利用が展開されている地域では、居住環境の保全を図りながら、地域住民の生活利便性の向上に資する施設の立地誘導を図ります。

○沿道市街地ゾーン

- ・国道 122 号及び主要地方道伊勢崎大間々線の沿道の一部では、後背の居住環境や田園環境への影響に配慮しながら商業施設などの沿道サービス施設の立地誘導を図り、都市としての利便性の向上を目指します。

○商業系市街地ゾーン

- ・本地域の中央部から南部の赤城駅前までの商業・業務系施設が集積した地域では、歴史的・文化的資産を生かした街並みづくりや、商業振興施策と連携した商業・業務系施設の充実と買い物しやすい環境整備などにより、本市の中心的な地域としての再生を図ります。

○工業系ゾーン

- ・本地域東部の大規模工場など一体的な工業系土地利用が展開されている地域では、周辺環境との調和や赤城駅を活用したまちづくりとの連携などに配慮しながら、道路や排水施設などの基盤の整備・拡充による操業環境の維持・向上を図ります。

○自然環境保全ゾーン

- ・高津戸峡周辺の良い自然環境が広がる地域では、今後も森林を中心とした自然的土地利用の保全を図るとともに、観光や地域振興に資する施設の整備を推進します。

b. 交通体系の整備方針

○幹線道路の整備

- ・都市計画道路の整備を進め、国道 122 号などとともに幹線道路網の形成を図ります。
- ・太田藪塚インターチェンジアクセス道路は、市南部の笠懸西部幹線の整備に続き、本地域内の部分について既決定の都市計画道路と連携しながら早期事業化を目指します。
- ・本町通り（国道 122 号）については、歩行者の安全確保とともに、美しい沿道景観の形成、災害時の延焼遮断帯・主要避難路としての役割にも配慮し、街路樹整備や歩道の確保などに努めます。また、商業施設を支援する駐車場整備についても周辺のまちづくりと併せて検討します。
- ・本町通り（国道 122 号）沿道の中心市街地の活性化、赤城駅周辺の交通渋滞解消などを踏まえ、幹線道路網の再編、道路整備の方向性などについて周辺のまちづくりと併せて検討します。

○生活道路の整備

- ・生活道路は、通学・通勤や買い物、各種公共施設の利用など、日常生活における市内の移動を支えるものであり、良好な居住環境の形成なども視野に入れて、地域の実状に合わせた計画的な整備推進を図ります。



- ・幅員が4m未満の道路については、必要に応じて都市計画手法の導入なども検討しながら、消防車や救急車などの緊急車両の通行確保、延焼防止や避難道路確保などの防災性の向上、交通安全の確保などの観点から、拡幅整備を進めます。

○歩道及び自転車ネットワークの整備

- ・歩行者や自転車等が安全で安心して通行できる環境を整備します。ガードレール、カーブミラー、信号機及び街路灯など交通安全施設の設置の推進や、交差点、道路側溝の整備、歩道における段差解消などのバリアフリー化など、通学や災害時の避難などにも配慮し、地域の実状に合わせて整備を進めます。
- ・本町通り（国道 122 号）を中心とした赤城駅及び大間々駅周辺においては、歩道や自転車道の確保、周辺まちづくりに併せた電線の地中化など、歩行者や自転車が利用しやすい環境の整備を図ります。また、国道 122 号や大間々駅前の都市計画道路東通り線などを活用して自転車道の整備を検討します。

○公共交通の整備

- ・大間々駅及び赤城駅からの鉄道利用を促進するため、関係機関との連携のもと、各駅及びその周辺の利用しやすい環境づくりに努め、両駅の連携についても推進します。
- ・地域の実状に合ったバス運行を行うとともに、他の交通機関との連携強化に努めます。

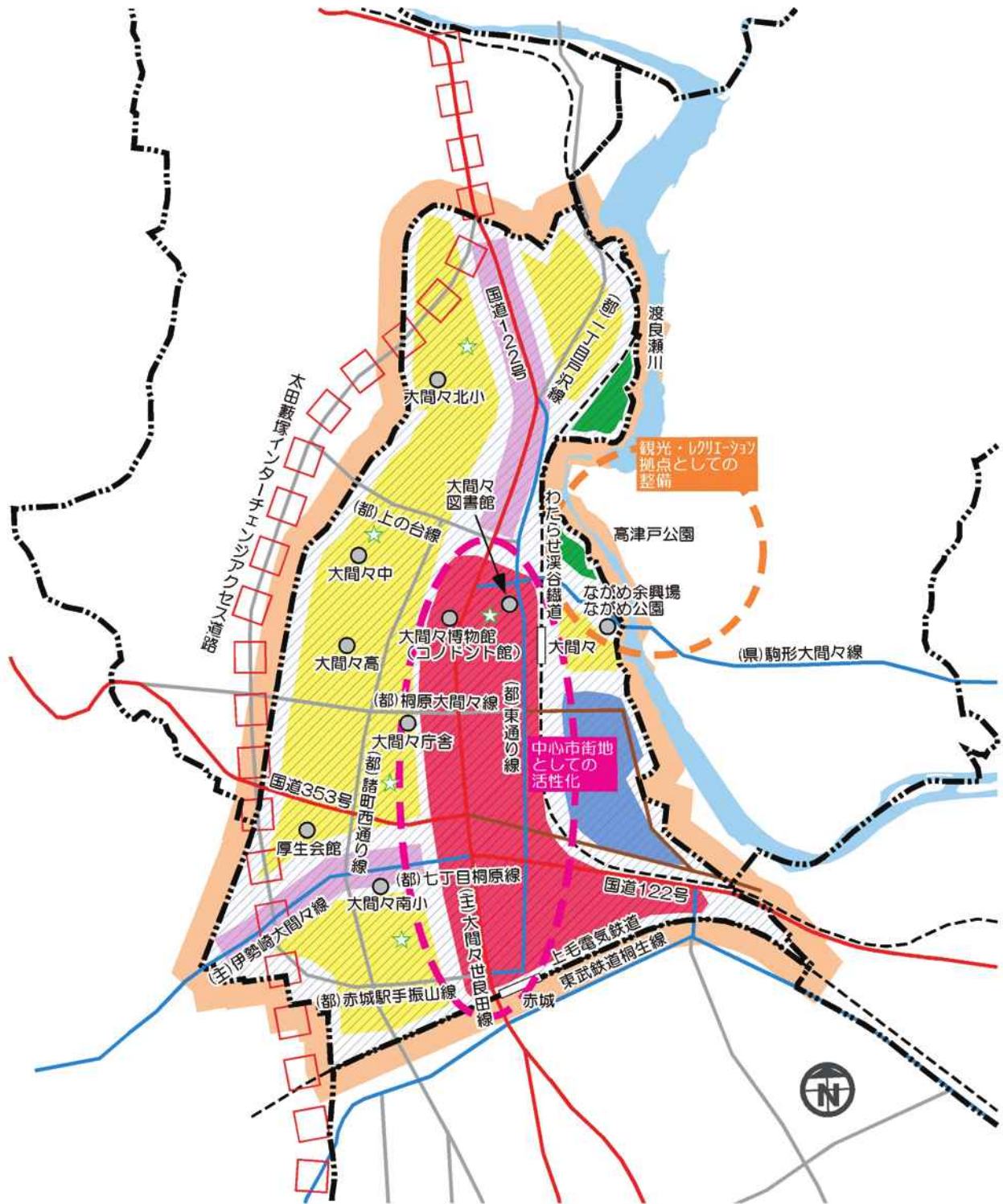
c. 公園・緑地の整備方針

- ・人口密度の高い市街地を中心に、既存の広場やオープンスペース等の活用も図りながら、住区基幹公園あるいはこれに代わる公園等を充実します。その上で、市街地整備事業などと合わせて5箇所の整備を目指します。
- ・公園整備とも連携し、土地利用等の現況・特性等を総合的に勘案しつつ、市街地内の緑地の配置に努めます。
- ・自然と文化にふれることのできるながめ公園の充実を図り、高津戸公園などとともに、本市の観光・レクリエーションの拠点としての機能の充実を図ります。

d. 河川・下水道等の整備方針

- ・公共下水道事業、浄化槽設置整備事業を効率よく実施し、生活環境の向上、公共用水域の水質改善に努めます。
- ・道路側溝や農業用水路の整備により、雨水排水の処理能力の向上に努めます。

■まちづくり方針図



- 一般市街地ゾーン
- 沿道市街地ゾーン
- 商業系市街地ゾーン
- 工業系ゾーン
- 自然環境保全ゾーン

- 広域幹線道路
- 〇〇〇〇 (構想)
- 主要幹線道路
- 補助幹線道路
- その他の道路

- 地域界
- 水面
- 鉄道・駅

- ☆ 新たな公園の整備イメージ
- 公共下水道の整備

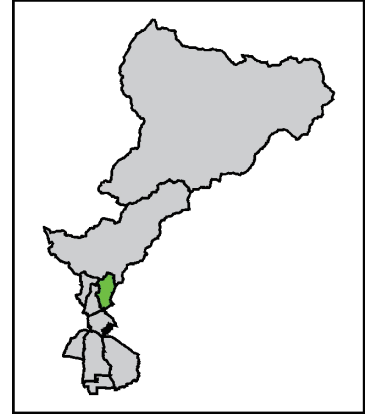


(7) 高津戸地域

①現況

本地域は、大間々町の南東部に位置し、渡良瀬川を挟んで西は大間々本町通り周辺地域と桐原・瀬戸ヶ原地域、そして、北は渡良瀬川北部地域に接しています。全域が都市計画区域に指定され、一般県道駒形大間々線が幹線道路として、地域の南部を東西に通っています。

本地域の大部分は山地であり、平野部は南部に限られます。このうち渡良瀬川以西には、大規模工業系施設が立地し、以東については、多くの農地と住宅が混在しています。また、この地域には高津戸峡やながめ公園などがあり、多くの観光客が訪れています。高津戸峡を含む周辺は、都市計画公園や風致地区に指定され、良好な自然環境の保全が図られています。



②将来像

美しい自然に育まれたやすらぎと交流のまち



要害山と高津戸峡



県道駒形大間々線

③まちづくりの方針

a. 土地利用の方針

○住居系市街地ゾーン

- ・ 本地域の南部の地域では、生活基盤の整備・拡充を図り、田園環境との共生を前提としながら緑豊かな田園住宅地の形成を目指します。

○沿道市街地ゾーン

- ・ 駒形大間々線の沿道地域では、後背の居住環境や田園環境への影響に配慮しながら商業施設などの沿道サービス施設の立地誘導を図り、都市としての利便性の向上を目指します。

○工業系ゾーン

- ・ 本地域南部の大規模工業系施設が立地している地域では、周辺環境との調和に配慮しながら、操業環境の維持・向上を図ります。

○田園共生ゾーン

- ・ 本地域中央部の農地と農村集落によって形成される田園地域では、関連法に基づく優良農地の保全や集落内の生活基盤の整備・拡充を図り、良好な営農環境と居住環境の形成を推進します。

○自然環境保全ゾーン

- ・ 本地域の大部分を占め良好な自然環境が広がる地域では、今後も森林を中心とした自然的土地利用の保全を図ります。特に高津戸峡周辺では、観光や地域振興に資する施設の整備を推進します。

b. 交通体系の整備方針

○生活道路の整備

- ・ 生活道路は、通学・通勤や買い物、各種公共施設の利用など、日常生活における市内の移動を支えるものであり、良好な居住環境の形成なども視野に入れて、地域の実状に合わせた計画的な整備推進を図ります。
- ・ 幅員が4m未満の道路については、必要に応じて都市計画手法の導入なども検討しながら、消防車や救急車などの緊急車両の通行確保、延焼防止や避難道路確保などの防災性の向上、交通安全の確保などの観点から、拡幅整備を進めます。

○歩道及び自転車ネットワークの整備

- ・ 歩行者や自転車等が安全で安心して通行できる環境を整備します。ガードレール、カーブミラー、信号機及び街路灯など交通安全施設の設置の推進や、交差点、道路側溝の整備、歩道における段差解消などのバリアフリー化など、通学や災害時の避難などにも配慮し、地域の実状に合わせて整備を進めます。
- ・ 県道駒形大間々線などを活用して、観光にも活用できる自転車道の整備を検討します。

○公共交通の整備

- ・ 地域の実状に合ったバス運行を行うとともに、他の交通機関との連携強化に努めます。



c. 公園・緑地の整備方針

- ・既存の広場やオープンスペース等の活用も図りながら、公園等を充実します。
- ・公園整備とも連携し、土地利用等の現況・特性等を総合的に勘案しつつ、緑地の配置に努めます。
- ・中央部から北部に広がる豊かな山林を保全するとともに、高津戸公園については、自然に親しむことのできる空間形成に努め、ながめ余興場などとともに、本市の観光・レクリエーションの拠点としての機能の充実を図ります。

d. 河川・下水道等の整備方針

- ・公共下水道事業、浄化槽設置整備事業を効率よく実施し、生活環境の向上、公共用水域の水質改善に努めます。
- ・道路側溝や農業用水路の整備により、雨水排水の処理能力の向上に努めます。

■まちづくり方針図

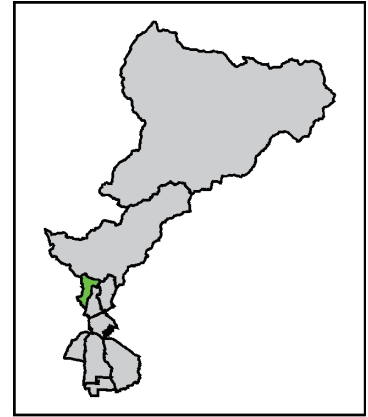


(8) 桐原・瀬戸ヶ原地域

①現況

本地域は、大間々町の南西部に位置しており、全域が都市計画区域に指定されています。地域の北側にわたらせ溪谷鐵道が通っていますが駅はなく、わたらせ溪谷鐵道と並行している国道122号などが幹線道路となっています。

地域の東部には銅山街道^{あかがね}がとおり、この沿道で主な市街地が形成されています。



②将来像

歴史が息づく住みよいまち



あかがね
銅山街道



街並み（早川貯水池付近から）

③まちづくりの方針

a. 土地利用の方針

○一般市街地ゾーン

- ・住宅を中心とした土地利用が展開されている東部の地域では、居住環境の保全を図りながら、地域住民の生活利便性の向上に資する施設の立地誘導を図ります。

○沿道市街地ゾーン

- ・国道 122 号沿道の一部の地域では、後背の居住環境や田園環境への影響にも配慮しながら、商業施設などの沿道サービス施設の立地誘導を図り、都市としての利便性の向上を目指します。

○田園共生ゾーン

- ・本地域西部を中心に広がる田園地域では、関連法に基づく優良農地の保全や集落内の生活基盤の整備・拡充を図り、良好な営農環境と居住環境の形成を推進します。

○自然環境保全ゾーン

- ・良好な自然環境が広がる北部の地域では、今後も森林を中心とした自然的土地利用の保全を図ります。

b. 交通体系の整備方針

○幹線道路の整備

- ・都市計画道路の整備を進め、国道 122 号などとともに幹線道路網の形成を図ります。
- ・太田藪塚インターチェンジアクセス道路は、市南部の笠懸西部幹線の整備に続き、本地域内の部分について、既決定の都市計画道路整備と連携しながら早期事業化を目指します。

○生活道路の整備

- ・生活道路は、通学・通勤や買い物、各種公共施設の利用など、日常生活における市内の移動を支えるものであり、良好な居住環境の形成なども視野に入れて、地域の実状に合わせた計画的な整備推進を図ります。
- ・幅員が4m未満の道路については、必要に応じて都市計画手法の導入なども検討しながら、消防車や救急車などの緊急車両の通行確保、延焼防止や避難道路確保などの防災性の向上、交通安全の確保などの観点から、拡幅整備を進めます。

○歩道及び自転車ネットワークの整備

- ・歩行者や自転車等が安全で安心して通行できる環境を整備します。ガードレール、カーブミラー、信号機及び街路灯など交通安全施設の設置の推進や、交差点、道路側溝の整備、歩道における段差解消などのバリアフリー化など、通学や災害時の避難などにも配慮し、地域の実状に合わせて整備を進めます。

○公共交通の整備

- ・地域の実状に合ったバス運行を行うとともに、他の交通機関との連携強化に努めます。



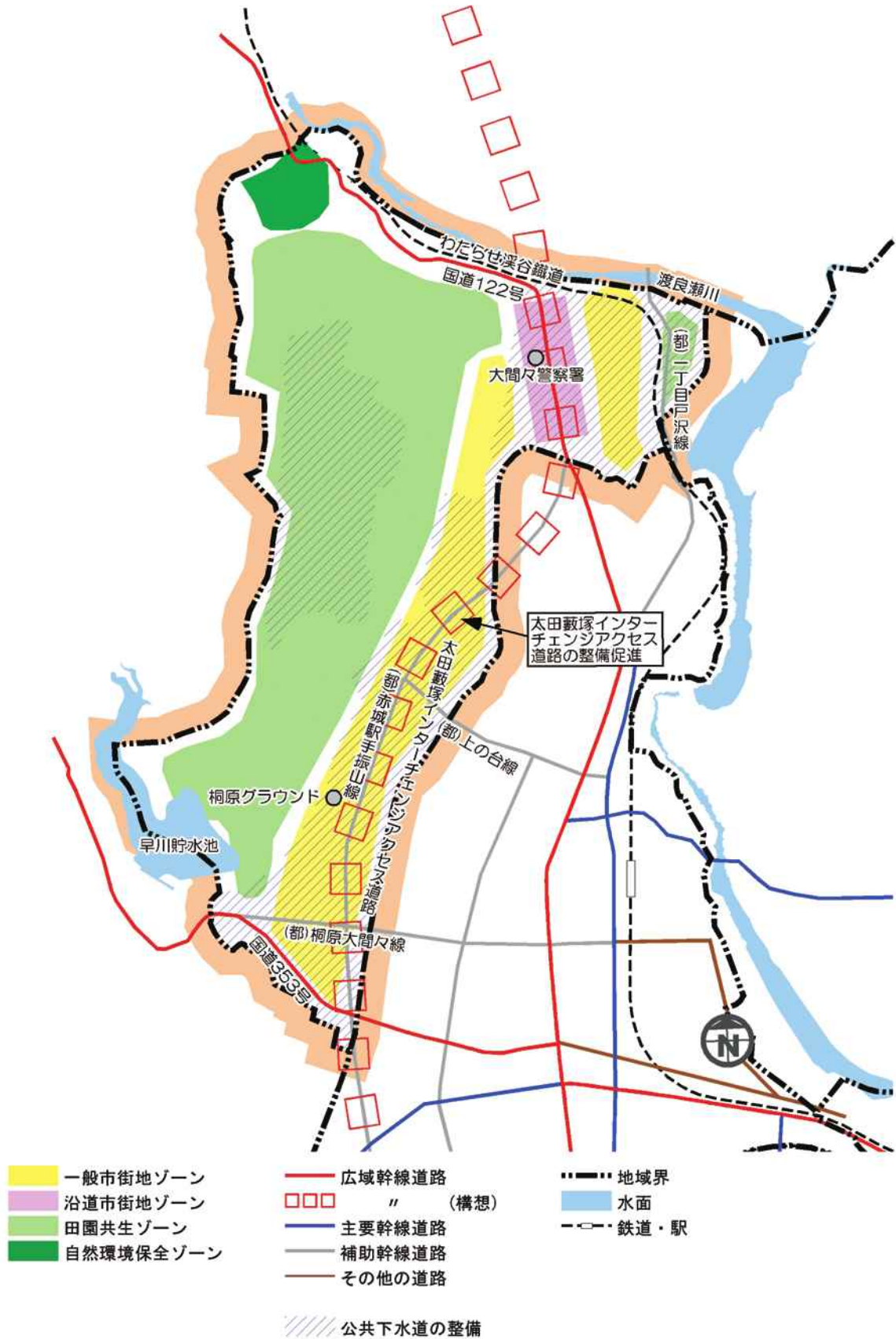
c. 公園・緑地の整備方針

- ・既存の広場やオープンスペース等の活用も図りながら、公園等を充実します。
- ・公園整備とも連携し、土地利用等の現況・特性等を総合的に勘案しつつ、緑地の配置に努めます。
- ・早川貯水池については、貴重な水辺環境として有効活用できるよう検討します。

d. 河川・下水道等の整備方針

- ・公共下水道事業、浄化槽設置整備事業を効率よく実施し、生活環境の向上、公共用水域の水質改善に努めます。
- ・道路側溝や農業用水路の整備により、雨水排水の処理能力の向上に努めます。

■まちづくり方針図

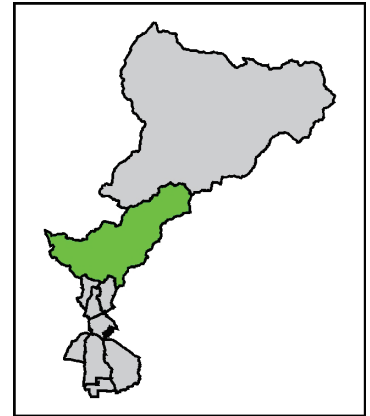


(9) 渡良瀬川北部地域

①現況

本地域は、面積で見ると市全域の約2割、大間々町の約8割を占めており、全域が都市計画区域に指定されています。地域の南西部をわたらせ溪谷鐵道が通り、上神梅駅があります。道路は、わたらせ溪谷鐵道と並行している国道 122 号や一般県道根利八木原大間々線、地域の東部を通る一般県道小平塩原線などが幹線道路となっています。

上神梅駅近くには貴船神社、東部には小平の里などがあり、とても多くの観光客が訪れています。大部分は山地ですが、渡良瀬川や小平川沿いには農地が広がり、住宅などが点在しています。そのため人口は少なく、人口密度も都市計画区域内の他地域と比較して極端に低くなっています。



②将来像

自然と共生した交流とやすらぎのまち



小平の里親水公園



浅原体験村

③まちづくりの方針

a. 土地利用の方針

○田園共生ゾーン

- ・ 渡良瀬川や主要道路に沿って延びる農地と農村集落で形成される田園地域では、関連法に基づく優良農地の保全や集落内の生活基盤の整備・拡充を図り、良好な営農環境と居住環境の形成を推進します。

○自然環境保全ゾーン

- ・ 本地域の大部分を占め良好な自然環境が広がる地域では、今後も森林を中心とした自然的土地利用の保全を図ります。特に小平の里周辺では、観光や地域振興に資する施設の整備を推進します。

b. 交通体系の整備方針

○幹線道路の整備

- ・ 太田藪塚インターチェンジアクセス道路とともに、国道 122 号の機能を補完する新たな道路の整備について検討を進め、それぞれの役割分担などを明確にしながら事業化を目指します。

○生活道路の整備

- ・ 生活道路は、通学・通勤や買い物、各種公共施設の利用など、日常生活における市内の移動を支えるものであり、良好な居住環境の形成なども視野に入れて、地域の実状に合わせた計画的な整備推進を図ります。
- ・ 幅員が4m未満の道路については、必要に応じて都市計画手法の導入なども検討しながら、消防車や救急車などの緊急車両の通行確保、延焼防止や避難道路確保などの防災性の向上、交通安全の確保などの観点から、拡幅整備を進めます。

○歩道及び自転車ネットワークの整備

- ・ 歩行者や自転車等が安全で安心して通行できる環境を整備します。ガードレール、カーブミラー、信号機及び街路灯など交通安全施設の設置の推進や、交差点、道路側溝の整備、歩道における段差解消などのバリアフリー化など、通学や災害時の避難などにも配慮し、地域の実状に合わせて整備を進めます。

○公共交通の整備

- ・ 上神梅駅からの鉄道利用を促進するため、関係機関との連携のもと、駅及びその周辺の利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 地域の実状に合ったバス運行を行うとともに、他の交通機関との連携強化に努めます。



c. 公園・緑地の整備方針

- ・既存施設等の活用も図りながら、農村集落等を中心に、市民が身近に利用できる公園等の確保に努めます。
- ・ほぼ全域に広がる豊かな山林を保全するとともに、観光資源でもある小平の里鍾乳洞公園や親水公園といった既存公園及びその周辺は、本市の観光・レクリエーションの拠点として機能の充実を図ります。

d. 河川・下水道等の整備方針

- ・農業集落排水事業完了区域及び戸別浄化槽整備区域以外において、浄化槽設置整備事業を実施し、居住環境の向上を図ります。
- ・農村集落等を中心に、道路側溝や農業用水路の整備により、雨水排水の処理能力の向上に努めます。

■まちづくり方針図

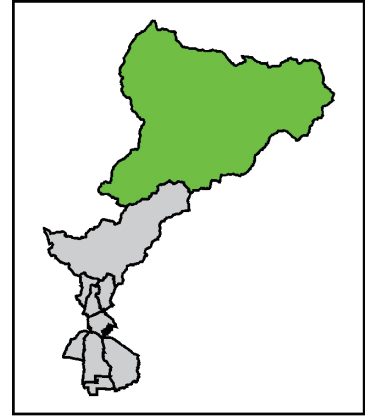


(10) 東地域

①現況

本地域は、市の北部に位置する東町の全域で、面積は市全体の約7割を占めていますが、全域が都市計画区域外になっています。本地域の大部分は山地であり、その間を縫うように流れる渡良瀬川に沿ってわたらせ渓谷鐵道や国道122号、一般県道の花輪水沼線などが通っており、地域の軸となっています。地域内には、花輪駅をはじめとしたわたらせ渓谷鐵道の5駅があり、市街地は主にこれら各駅の周辺に点在しています。

本地域には、ほぼ中央に位置する草木湖や、全国的にも知名度の高い富弘美術館をはじめ童謡ふるさと館、陶器と良寛書の館などの施設、さらには袈裟丸山や根本山の登山などに多くの観光客が訪れています。



②将来像

豊かな自然に包まれたふれあいのまち



花輪駅



草木湖

③まちづくりの方針

a. 土地利用の方針

○田園共生ゾーン

- ・ 渡良瀬川に沿って点在する農地と農村集落で形成される田園地域では、関連法に基づく優良農地の保全や集落内の生活基盤の整備・拡充を図り、良好な営農環境と居住環境の形成を推進します。特に花輪駅周辺は、日常的な買い物や行政サービスなどの機能を有し、地域住民の生活と地域の発展を支える中心地としての環境形成を図ります。

○自然環境保全ゾーン

- ・ 本地域の大部分を占め良好な自然環境が広がる地域では、今後も森林を中心とした自然的土地利用の保全を図ります。特に富弘美術館周辺や袈裟丸山周辺は、観光や地域振興に資する施設の整備を推進します。

b. 交通体系の整備方針

○幹線道路の整備

- ・ 地域内の主な市街地を結び市域を南北に縦貫する国道 122 号は、広域幹線道路としての機能強化はもとより、災害時の機能確保を図るため、補完・代替する路線の整備について検討を進めます。

○生活道路の整備

- ・ 生活道路は、通学・通勤や買い物、各種公共施設の利用など、日常生活における市内の移動を支えるものであり、良好な居住環境の形成なども視野に入れて、地域の実状に合わせた計画的な整備推進を図ります。

○歩道及び自転車ネットワークの整備

- ・ 歩行者や自転車等が安全で安心して通行できる環境を整備します。ガードレール、カーブミラー、信号機及び街路灯など交通安全施設の設置の推進や、交差点、道路側溝の整備、歩道における段差解消などのバリアフリー化など、通学や災害時の避難などにも配慮し、地域の実状に合わせて整備を進めます。

○公共交通の整備

- ・ 鉄道利用を促進するため、関係機関との連携のもと、各駅及びその周辺の利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 地域の実状に合ったバス運行を行うとともに、他の交通機関との連携強化に努めます。



c. 公園・緑地の整備方針

- ・既存施設等の活用も図りながら、農村集落等を中心に、市民が身近に利用できる公園等の確保に努めます。
- ・ほぼ全域に広がる豊かな山林を保全します。その上で、草木湖や袈裟丸山及びその周辺では自然を楽しむことができる本市の観光・レクリエーションの拠点としての環境整備を図ります。

d. 河川・下水道等の整備方針

- ・全域において、浄化槽設置整備事業を推進し、居住環境の向上を図ります。
- ・農村集落等を中心に、道路側溝や農業用水路の整備により、雨水排水の処理能力の向上に努めます。

■まちづくり方針図



第6章 実現化方策

1 基本的な考え方

本マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。

市民の皆さんが積極的にまちづくりに参加し、地域に愛着と誇りが持てるまちづくりを進めるため、今後は、市民の皆さんと行政の協働により、本マスタープランで掲げた将来像の実現に向けて個別計画等を立案・具現化し、事業等の推進を図ります。

また、まちづくりの背景となる社会経済情勢の変化などに応じて、本マスタープランを適宜見直し、効率的・効果的なまちづくりの推進に努めます。

2 市民と行政の協働によるまちづくりの推進

本来、まちづくりの主役はそこに暮らし、働く市民の皆さんです。したがって、ボランティア団体やNPOなども含めた市民の皆さんの理解と協力のもと、本マスタープランに位置づけた将来像を共有し、その実現に向けたまちづくりを市民の皆さんとの協働により推進していくことを目指します。

(1) 情報の共有

市民と行政が共通認識のもと、課題の解消や将来像実現に向けたまちづくりに積極的に取り組むため、本市が目指すまちづくりの基本方針や主要事業など、まちづくりの情報の提供に努めます。

また、行政ばかりでなく、市民の皆さんの側からも、情報発信できる仕組みづくりを検討し、市民と行政の情報の共有化を推進します。

(2) まちづくり推進体制の整備

まちづくりの主役は市民の皆さんであり、まちづくりの重要な担い手として、主体的な取り組みが期待されます。したがって、市民の皆さんと行政がそれぞれの役割を分担し、互いに連携することによって協働のまちづくりを進めます。

また、行政内部においては、総合的なまちづくりの推進を図るため、積極的な取り組みを行う組織体制の充実とともに、国・県等への協力要請や関係機関、周辺市町村との連携強化を図ります。

①行政（市）の役割

a. 事業の推進

市が主体となって行う基盤施設整備や身近な生活道路等の整備については、市民の皆さんの理解と協力を得ながら、その必要性や緊急性にも配慮し、計画的な事業の推進に努めます。

b. 国・県への働きかけ

国道や県道の整備等については、事業主体となる国・県に対して事業の早期実現を要請します。

c. 周辺市町村との調整

本市の東西に隣接する桐生市をはじめとする周辺の市町村とは、幹線道路の整備などそれぞれの都市に影響を及ぼす事業等について適宜調整を図りながら、連携の取れたまちづくりを進めていきます。

d. 市民との連携

市民の皆さんが主体的に取り組むまちづくりに対しては、その内容に応じて情報提供などの各種支援を行います。

また、基盤整備事業をはじめとするさまざまな事業や、土地利用の規制誘導などに際しては、案の公開や説明会などを通じて情報を適切に公開し、市民の皆さんの理解と協力を得るとともに、市民の声を反映するまちづくりに努めます。

e. 民間活力の導入

効率的な財政運営や事業の早期実現を図る観点から、適正な誘導のもとに民間活力の導入を図ります。

②市民の役割**a. まちづくりに対する意識の高揚**

地域をよく知る市民の皆さんは、まちづくりの主役であるという自覚を持ち、まちづくりに対する意識の高揚に努めるとともに、まちづくり活動への積極的かつ主体的な参加が望まれます。

b. 主体的なまちづくりの推進

市民の皆さんには、まちづくりに関連した計画や事業への意向反映、あるいは事業を推進する上での協力や提案など、まちづくり活動への主体的な参画が望まれます。

また、ボランティア団体や NPO は、地域に密着した公共サービスや市民の自発的な社会貢献の場の提供、市民のネットワーク化と地域社会の活性化について貢献していくことが望まれます。また、事業者については、独自の専門性を生かしたまちづくりへの取り組みや、市民のまちづくり活動に対する資金面での支援などが望まれます。



3 本マスタープランに基づく事業の推進等

本マスタープランにおいて位置づけられた各種事業や施策については、より詳細な個別計画等を策定し、それらの具体化を通じてまちづくりの推進を図ります。

その推進にあたっては、その緊急性や投資効果、更には市民の理解と協力等を勘案して優先順位を定め、計画的な執行に努めます。

また、国・県などの補助制度等を有効に活用するなど、効率的な財政計画のもとに効果的なまちづくりを推進します。

(1) 土地利用に関する方策

各種土地利用ゾーンの特性等に合わせ、用途地域や特定用途制限地域の指定、土地区画整理事業等の面的整備事業の導入及び地区計画等まちづくりルールを活用などを図り、各土地利用の方針に即した将来像の実現を目指します。

①用途地域・特定用途制限地域の指定

群馬県が定めたみどり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）において、本区域には区域区分（線引き）を定めないことが明記されています。

しかし、本区域では、農地と市街地の混在、市街地内における建物用途の混在が課題となっているため、用途地域の指定による市街地内の建物用途の純化を図ります。また、用途地域以外についても、特定用途制限地域の指定により地域にふさわしくない建築物の規制を検討します。

②土地区画整理事業等の面的整備事業の導入

地域の実情などに合わせて、土地区画整理事業などの面的整備事業による一体的な環境整備を図ります。

③まちづくりルールの活用

市民が主体となったまちづくりを推進するため、市民の提案が可能で、主に身近な地域を対象とする地区計画等のまちづくりルールの活用を促進します。

(2) 道路整備に関する方策

広域幹線道路となる前橋笠懸道路、笠懸西部幹線及び笠懸桐生大橋幹線については、関係機関に対して整備の促進を要請します。そして、太田藪塚インターチェンジアkses道路については、笠懸西部幹線の整備に続き、延伸部分の早期事業化を目指します。

生活道路を含むその他の道路の整備や安全性の向上などについては、関係機関との連携のもと、地域の実情などに応じて、都市計画事業などの個別事業のほか、土地区画整理事業などの面的整備事業とも連携し整備の推進を図ります。

(3) 公園整備に関する方策

個別の公園整備事業のほか、面的整備事業との連携、風致地区の指定など、実状や整備する公園の目的などに合わせた公園整備を推進します。

(4) 下水道整備に関する方策

公共下水道（污水）事業については、将来推計を考慮しつつ、引き続き市街地を中心とした整備を推進し、公共下水道（雨水）事業についても、石田川圏域河川整備計画の整備事業も勘案しつつ、雨水排水路の整備に努めます。

また、公共下水道事業区域外及び農業集落排水事業区域外では、引き続き浄化槽設置整備事業を実施していきます。

4 本マスタープランの見直し

本マスタープランに基づいたまちづくりを推進し、『輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市』という将来像を実現するため、それぞれの方針が個別具体の事業にどう反映され、実現されるのかを点検し、上位計画である「みどり市総合計画」との連携を図り、効率的・効果的なまちづくりに繋げます。その上で、今後の社会経済情勢の変化や、これに伴う上位計画の改訂などに合わせ、必要に応じて見直しを行います。

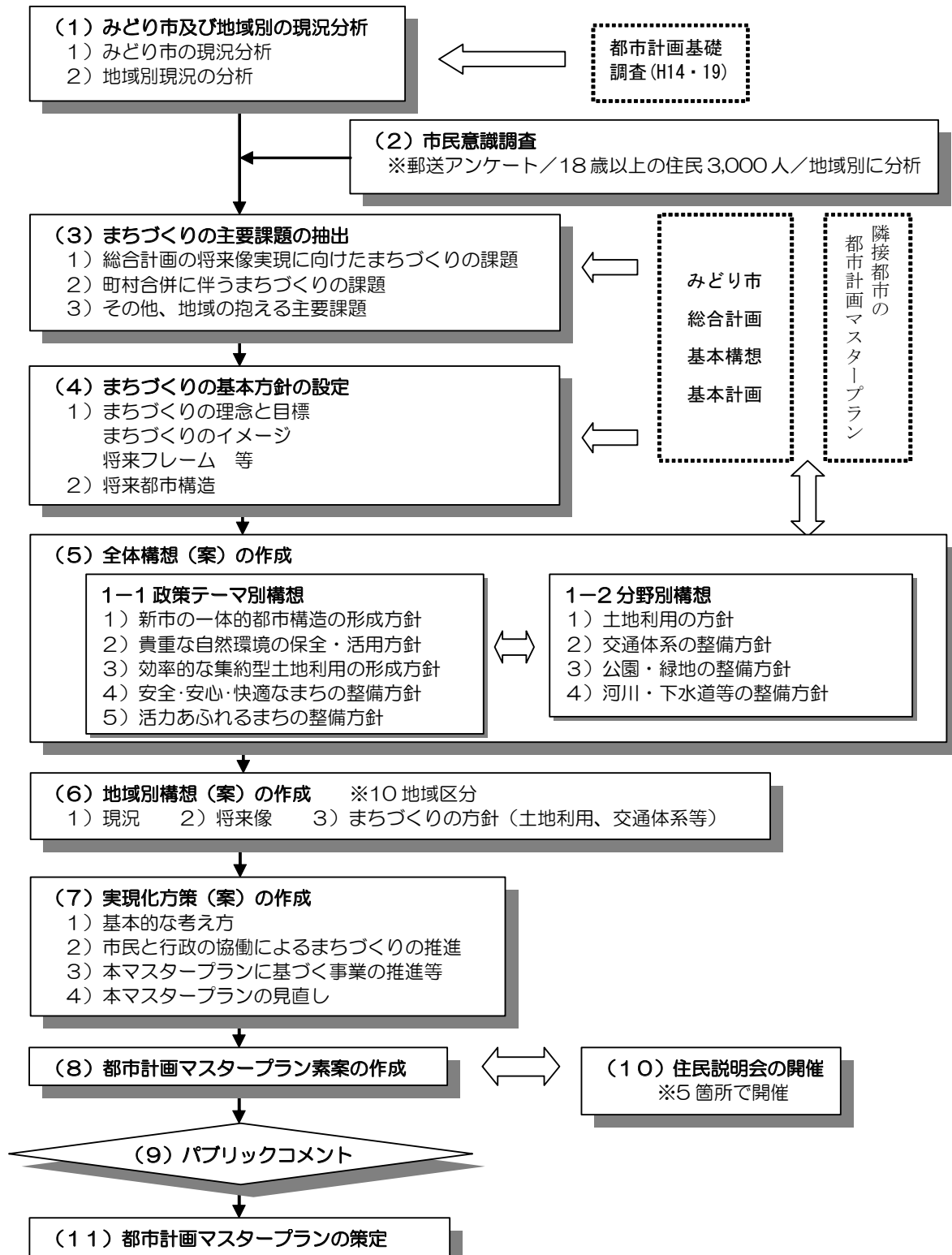


資料編

1 策定経緯

(1) 策定の流れ

マスタープランの策定については、以下のような流れで進めました。



マスタープランの策定については、以下のような体制で取り組みました。



＜都市計画審議会委員名簿＞

区分		役職	氏名	備考
委員	学識経験者及び関係行政機関	笠懸町商工会長	青 山 正 敏	商工会 3 団体の代表
		みどり市区長会長	木 戸 英 价	
		みどり市連合婦人会長	山 同 良 子	
		市顧問弁護士	白 田 佳 充	平成 21 年 5 月 13 日まで
			石 原 栄 一	平成 21 年 5 月 14 日から
		群馬県議会議員	須 藤 昭 男	副会長
		みどり市農業委員会会長	竹 村 正 雄	
		建築士	津 久 井 晴 美	
		群馬みどり農業協同組合 代表理事 組合長	橋 場 正 和	会長
		桐生警察署長	桑 子 福 一	平成 20 年度
			倉 林 正 仁	平成 21 年度
		大間々警察署長	金 澤 英 次	平成 20 年度
			田 端 正 好	平成 21 年度
		桐生土木事務所長	岩 崎 正 始	平成 20 年度
			都 木 文 隆	平成 21 年度
	議会議員	みどり市議会	荻 野 忠	
			蓮 孝 道	平成 21 年 5 月 13 日まで
			大 澤 映 男	
			須 藤 健 久	
			原 田 好 雄	平成 21 年 5 月 14 日から
			古 田 島 和 茂	
			伊 藤 正 雄	
専門委員	群馬県	東部農業事務所 農業振興課	五 十 嵐 暁	平成 20 年度
			門 倉 拓 司	平成 21 年度
		県土整備部 都市計画課	松 岡 利 一	平成 20 年度
			眞 庭 宣 幸	平成 21 年度

＜都市計画マスタープラン庁内検討委員会委員名簿＞

	職 名	氏 名	備考
委員 長	副市長	松 山 治 子	
副委員長	都市建設部長	荻 野 康 雄	平成 20 年度
		瀬 谷 茂 男	平成 21 年度 (※平成 20 年度は議会事務局長として参加)
委 員	市長公室長	赤 石 俊 雄	
	総務部長	高 橋 良 一	
	民生部長	細 野 和 雄	
	産業観光部長	松 井 芳 夫	
	教育部長	荻 原 敏 雄	平成 20 年度
		柳 内 光 雄	平成 21 年度
	議会事務局長	瀬 谷 茂 男	平成 20 年度
		星 野 英 明	平成 21 年度
	競艇事業局長	松 井 幸 夫	
	水道局長	石 川 邦 男	
	会計局長	関 陽 子	平成 20 年度
		原 照 江	平成 21 年度

＜事務局：都市建設部都市計画課＞

	職 名	氏 名	備考
事務局 長	課 長	森 田 敏 章	
事務局 員	課長補佐 兼 都市計画係長	藤 生 喜 義	平成 20 年度
		中 村 真 一	平成 21 年度
	主 査	瀬 谷 亜 矢 子	平成 20 年度
	主 査	香 取 和 子	平成 21 年度
	主 査	田 口 幹 根	
	主 事	井 本 一 弘	

(3) 策定経過

年度	期日	検討経緯
平成19年度	平成19年11月 ～ 平成20年3月	<現況分析> ①歴史、沿革 ⑤土地利用動向 ⑨保全すべき自然環境 ②自然条件 ⑥道路・交通網 ⑩土地利用規制 ③人口動態 ⑦基盤整備状況 ⑪地価分布 ④産業構造 ⑧開発・建築動向 など
	平成20年3月6日 ～3月19日	<アンケート調査> 満18歳以上の市民3,000人を対象にまちづくりに対する意向を調査
平成20年度	7月25日	市議会（経済建設常任委員会）への報告
	10月30日	第1回庁内検討委員会
	11月11日	第2回都市計画審議会（マスタープランに関する審議1回目）
	11月25日	第2回庁内検討委員会
	平成21年1月21日	第3回庁内検討委員会
	2月17日	第4回庁内検討委員会
	3月3日	第5回庁内検討委員会
	3月18日	第3回都市計画審議会（マスタープランに関する審議2回目）
平成21年度	7月31日	第6回庁内検討委員会
	8月6日	連合婦人会への概要説明
	8月17日	第7回庁内検討委員会
	8月18日	区長会への概要説明
	8月21日	市議会（経済建設常任委員会）への報告
	8月25日	笠懸町婦人会への概要説明
	9月4日	第5回都市計画審議会（マスタープランに関する審議3回目）
	9月16日	市議会（経済建設常任委員会）への報告
	9月25日	市議会（全員協議会）へ報告
	9月30日～10月30日	パブリックコメント
	10月13日～10月22日	素案に関する住民説明会
	11月11日	第8回庁内検討委員会
	11月20日	市議会（経済建設常任委員会）への報告
	12月21日	第6回都市計画審議会（マスタープランに関する審議4回目）
	平成22年1月20日	答申
	2月4日	市議会（経済建設常任委員会）への報告
	2月18日	市議会（全員協議会）へ報告

2 用語解説

【ア行】

アクセス道路	大規模な都市施設・観光地等に連絡する道路。あるいは、高速道路と一般道路を結ぶ道路。
NPO	Non-Profit-Organization（非営利組織）の略で、利益を上げることが目的とせず、公益的な活動を自発的に行う民間団体。

【カ行】

開発許可制度	一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度。
開発整備促進区	地区計画の中で定めることができ、大規模な集客施設の整備による商業等の利便の増進を図るため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき区域。
環境基本計画	環境基本法に基づき、国や地方自治体（時には民間企業など）が策定する環境保全に関する基本的な計画。
既成市街地	都市において、既に道路等の都市施設が整備され、建物が面的に連続して一定密度以上に存在するなどして、市街地が形成されている地域。
区域区分	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と、「市街化を抑制すべき区域」に区分する制度。いわゆる「線引き」と呼ばれている。
公共下水道	主として市街地における下水を排除・処理するために、市町村が事業主体となって管理する下水道。

【サ行】

循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環の利用がなされる社会のこと。循環型社会形成推進基本法では、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義されている。
市街化区域	都市計画法により指定された、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法により指定された、市街化を抑制すべき区域。
自然環境保全地域	自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として環境大臣または都道府県知事により指定される地域。
住区基幹公園	住民の生活行動圏域（街区～徒歩圏）ごとに配置され、住民の日常的な利用を目的とした比較的小規模な公園。住区基幹公園には、街区公園・近隣公園・地区公園がある。
準都市計画区域	都市計画区域外の区域で、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域で、都道府県が指定する区域。

人口集中地区	国勢調査において、都市的地域（特に人口密度の高い地域で、広い意味での市街地を指す。）の特質を明らかにする統計上の地域単位として設定される地区。
整備・開発及び保全の方針	都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域を対象に広域的な見地から定める都市計画の基本的な方針。区域区分、地域地区、都市施設等の都市計画の基本となるものであり、当該市町村の発展の動向、当該都市計画区域における人口や産業の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするもの。都市計画区域マスタープランともいわれる。
総合計画	地方自治法に基づき地方自治体が策定する、自治体のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画。

【タ行】

多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
地域森林計画	森林法に基づいて、都道府県知事が民有林を対象に5年ごとに10年を一期として立てる森林の整備に関する計画。
地域防災計画	災害対策基本法に基づく、地域における災害対策の基本計画。一定の地域で、災害の発生または発生の恐れがある場合、各防災機関の任務を明確にして、災害の発生を防止し、応急的援助を行うなど被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめたもの。
地球温暖化対策地域推進計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体が策定する温室効果ガス排出抑制のための総合的・計画的な施策となる計画。
地区計画	住民の生活に身近な空間を対象とした地区を単位に、道路、公園等の配置や建築物に関する制限などについて、地区の状況に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画。
特定大規模建築物	都市計画法上の定義で、合計床面積1万㎡超の店舗、劇場、映画館、アミューズメント施設、展示場等をいう。
特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成を図るために、例えば、多数の人が集中することにより周辺の公共施設に著しく大きな負荷を発生させる建築物や、騒音、振動、煤煙等の発生により周囲の良好な環境に支障を生じさせるおそれのある建築物などの建築を制限する必要がある場合に、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める制度。
都市基幹公園	1つの市町村内に居住している人々の利用を目的とした大規模な公園。都市を計画単位としたもので、都市基幹公園には、総合公園・運動公園がある。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設（道路・公園など）の整備、市街地開発事業に関する計画。
都市計画区域	市町村などの行政区域にとらわれず、都市として総合的に整備、開発及び保全が必要な区域であり、道路、公園、下水道などの整備や土地利用に関する都市計画を考える上で最も基本となる区域。

都市（計画）公園	国や県、市町村が設置する公園又は緑地で、一般的には都市計画で定められた公園又は緑地をいう。
都市計画道路	都市計画法第11条の都市施設として、都市計画決定された道路。都市計画区域内で主要な道路として位置づけられ、円滑な都市活動を支えるとともに、市街地の骨格を形成し都市の貴重な空間となる根幹的な施設である。
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づいて市町村が定める都市計画の基本的な方針。土地利用や道路・公園・下水道等といった施設の整備、自然環境の保全や景観の形成など、望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画。
土地区画整理（事業）	個々の宅地を整形化しながら、道路や公園などの公共施設を創出する総合的なまちづくりの手法。

【ナ行】

農業集落排水事業	農村地域における農業用排水の水質保全や、トイレの水洗化など生活環境を改善するために排水処理施設（下水道）を整備する事業。
----------	--

【ハ行】

バリアフリー	障がいのある人が社会生活を営んでいく上で、支障（バリア）となるものを取り除くこと。
風致地区	都市計画法に基づき、都市の自然環境を維持・保全するために指定された区域。貴重な緑を守り調和のとれた景観をつくり出すため、土地の利用が制限されている。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

【マ行】

緑の基本計画	都市緑地法に基づき市町村が策定する、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画のこと。
--------	--

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的とした建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。目指すべき市街地像に応じて、12種類の用途に分類される。

【ラ行】

ライフライン	電力、ガスなどのエネルギー供給路、水利用のための上下水道、電話などの通信線など、個人や企業等がさまざまな社会活動を営むために不可欠な社会的に共有される基盤。
--------	--

みどり市都市計画マスタープラン

平成22年3月

発 行 みどり市

編 集 みどり市都市建設部都市計画課

〒376-0192

みどり市大間々町大間々1511

電 話: 0277-76-1903(直通) FAX : 0277-76-1951

電子メール : toshikeikaku@city.midori.gunma.jp

